

## 【I計画】

# 1. 設計手法

2回以上繰り返し出題のある内容で重要と判断した項目を抽出した。

## (1) 建築士

- ・建築士は、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与し、**公正**かつ誠実にその業務を行う。
- ・建築士は、設計を行う場合、法令に適合させて、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な**説明**を行う。
- ・建築士は、**法令違反行為**について、指示、相談等の行為をしてはならない。
- ・**建築設計者**は、建築が近隣や社会に及ぼす影響を自ら評価し、良質な社会資本の充実と公共利益のため努力する。

## (2) 環境負荷

- ・設計は、**環境負荷**を小さく抑え、再利用・再生が可能な資源・材料を使用し、建築の生涯資源消費を最小限に留める。
- ・「**地球環境・建築憲章**」(2000年)において、「建築はそれ自体完結したものとしてでなく、地域の、さらには地球規模の環境との関係においてとらえられなければなりません。」と示されている。

### 【地球環境・建築憲章】

- ・「地球環境・建築憲章」は、建築関連5団体により制定された。
- ・その中で条文の通り、「建築はそれ自体完結したものとしてではなく、・・・」と示されている。
- ・具体的には、長寿命、自然共生、省エネルギー、省資源・循環、継承に取り組むとある。

## (3) 自然エネルギー

- ・**自然エネルギー**を活用する建築は、建築物の形態や配置、開口のとり方や断熱等、建築の基本的な構成に配慮する。

## (4) 建築計画

- ・建築計画は、建築の目的や意図に応じて、構造、設備、防災等の様々な専門分野の技術を総合的に**調整**する。

## (5) 事前調査

- ・建築物の計画は、地域の生活様式を含めた類似建築物の使われ方に関する**調査**を行い、その分析結果を活用する。